

# 「反ダンピング法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

## 反ダンピング法

### 第一条

この法令を「仏暦二五四二年〔西暦一九九九年〕外国製品ダンピング・助成対抗措置法（プララーチャバンヤット・ガートーブトー・ガートゥムタラード・レ・ガーンウッドヌン・シンカー・チャーク・ターンプラテート）」と呼ぶ。

### 第二条

この法令は官報告示日から九〇日後に施行する。

[注 / 官報告示日は一九九九年三月三一日]

### 第三条

仏暦二五〇七年〔西暦一九六四年〕ダンピング防止法（プララーチャバンヤット・ポーンカン・ガートゥムタラード）を廃止する。

### 第四条

この法令において、

「被害（クワーム・シヤハーイ）」とは、第三章に基づく被害を意味する。

「国内産業（ウッサハカム・パーイナイ）」とは、第四章に基づく国内産業を意味する。

「審査対象商品（シンカー・ティー・トゥーク・ピチャラナー）」とは、ダンピングまたは助成措置があるという提訴のあった商品を意味する。

「同種商品（シンカー・チャニット・ディアオカン）」とは、審査対象商品と全ての事項において同じ性質を有する商品を意味する。ただし当該商品がない場合は、当該商品と顕著に似た商品を意味する。

「商取引段階（カントーン・ターン・ガーンカー）」とは、消費者にまで至る様々な商品販売における段階を意味する。

「ダンピング率（スワンルアム・ガーン・トゥム・タラード）」とは、通常価額よりも低価格でなされる外国の輸出価格の差を意味する。

「利害関係者（プー・ミースワン・ダイシヤ）」とは、

（一）国内製造者、外国の輸出者、審査対象商品の輸入者、あるいは会員の多くが審査対象商品の製造者、輸出者、または輸入者である商業協会、

（二）審査対象商品の輸出国の政府、

（三）国内の同種商品の製造者、または会員の多くが当該商品の製造者である商業協会、あるいは、

（四）商業大臣が告示規定したその他の者、

を意味する。

「税(アーコーン)」とは、臨時税、反ダンピング税、助成対抗措置税を意味する。

「委員会(カナ・カマカーン)」とは、ダンピング・助成審査委員会を意味する。

#### 第五条

大蔵大臣を税関局の任務に係る部分においてのみ、この法令の主務大臣とし、この法令に基づく執行のために第一条に基づき省令を出す権限を有する。

商業大臣をこの法令の主務大臣とし、この法令に基づく執行のために省令・省布告を出す権限を有する。

その省令及び布告は官報での告示をもって施行することができる。

#### 第六条

商業大臣はダンピング審査、助成措置審査、被害審査、ダンピング対抗措置審査、助成対抗措置審査、再審査、対抗措置基準に加え、この法令の内容に反しない範囲においてのこの法令に係る遂行に関連する原則・条件を規定する省令を出す権限を有する。

適当な場合には、第一段落に基づくその省令は商業省布告として発令する場合について規定することもできる。

#### 第一章

##### 一般規定

#### 第七条

ダンピング及び助成への対抗措置は国内産業、消費者の利益、公共の利益を考慮する。

#### 第八条

この法令の施行に資するために、委員会が適当と判断したとき、税関局に対し、ある商品の輸出入を登録制にする、またはある商品の輸出入に係るデータ情報の収集を依頼する要請書を出すことができる。この場合、税関局は輸入者または輸出者に対し委員会の要請に従って事実関係を報告させる権限を有し、税関法の関係規定をこの場合に適用する。

#### 第九条

委員会にダンピング対抗措置審査または助成対抗措置審査を求め提訴した者、輸入者、外国の輸出者は、商業省が告示規定した原則・方法に基づき、臨時措置規定、税規定、税規定再審査の基礎として使われた事実関係に係る詳細を請求できる。

臨時措置規定または税措置規定がなされた日から一か月が経過したとき、第一段落に基づく請求はできない

#### 第一〇条

この法令がダンピング対抗措置審査、助成対抗措置審査、合意調停、諸措置の再審査の要請、データ情報の請求を規定している場合において、商業省は当該業務措置で生じる負担に見合った手数料または費用の徴収を規定する布告を出す権限を有する。

#### 第一一条

この法令に基づく税または納税担保の返還は省令で規定された原則・方法に従う。

### 第二章

#### ダンピング

#### 第一二条

国内産業に被害をもたらすダンピングは対抗措置をとることのできる不当行為である。

#### 第一三条

この法令に基づくダンピングとは、同種商品の通常価額より低価格で輸出された商品を商業上の利益のためにタイ国に持ち込むことである。

#### 第一四条

輸出価格とは、実際に対価支払いがあった、または支払いがあることに基づき、輸出国からタイ国に輸出される価格のことである。

関係者間の協力、または利益補填により輸出価格が明らかでない、またはその輸出価格に信憑性がない場合、輸出価格は最初の自由購買者への販売価格から算出する。しかしその商品の自由購買者への販売がない、または輸入時の商品状態に基づく販売がなされなかった場合、輸出価格の算出は当該ケースに適した原則に基づく。

第二段落に基づく場合、輸出価格の算出は租税に至るまでの費用及び諸経費、輸入と販売間に生じる利益を差し引いて行う。

#### 第一五条

通常価額とは、国内の自由購買者、輸出者が、その国内での消費のために売られた同種商品に対し通常の商取引で実際に支払った、または支払う価額のこと、輸出国からタイ国に輸出されたその商品の量の五%以上の適当な量において当該商品の売値から審査する。ただし、もし当該商品量から審査する販売価格が輸出国の市場における価格であると信じられる証拠があるときは、それより少ない販売量でも審査の基準にすることができる。

関係者間の協力、または利益補填により第一段落に基づく価格が明らかでない、またはその価格に信憑性がない場合、あるいは輸出国の市場が比較対照するふさわしい価格を求めることができない形

態にある場合は、以下の価格から通常価額を求める。

(一)その価格が輸出国の市場における価格を示すものと信じられる証拠があるときは、輸出国から適当な第三国へ輸出される同種商品の通常の商取引における輸出価格。あるいは、

(二)原産地国の製造原価と業務費用、販売費用、その他費用、発生する諸利益から算出した価格。第一段落に基づく価格、または第二段落(二)に基づく価格が、製造原価及び業務費用、販売費用、その他費用より低い場合は、当該商品の販売価格をしかるべき期間、十分な販売量をもって審査したとき、もしその価格が適当な時間内にコスト回収不可能であることが明らかであれば、その価格は通常価額を審査するために使用する商取引上の価格ではないものと見なす。ただしその価格がダンピング対抗措置審査で明らかになった単位当たり平均製造原価を上回る場合はその限りではない。

#### 第一六条

輸出国の経済システムが第一五条に基づく通常価額を求める市場メカニズムを採用していない場合は、市場メカニズムを有し、比較に適当な第三国の価格データから対比する。ただし、もし適当な第三国がないときは、タイ国内で販売される同種商品の価格、またはその場合にふさわしいその他の基礎事項から審査する。

#### 第一七条

原産地国でない第三国からの輸出によってタイ国に商品が持ち込まれた場合は、その輸出国における価格データを第一五条に基づき通常価額を求める際の基準として使用する。ただし、もししかるべき事由のあるときは、その商品が単に輸出国を経由しただけである、またはその商品が輸出国で製造されていない、あるいは輸出国には比較できる価格がない場合に限り、原産地国での価格を通常価額を求める際の基準として用いることもできる。

#### 第一八条

ダンピング率の審査では、価格比較に影響を与える相違事項も考慮した上で、公正な比較検討がなされ、同じ段階及び同じ時期の商取引においてなされる。輸出価格及び通常価額が同じ段階の商取引または同時期でのものでない場合、価格比較に影響を与える相違点を構成する要素を低く調整する。

第一段落の適用下に、単位当たりのダンピング率を特定する方法は、その他の方法を使用すべきしかるべき事由がある場合を除き、以下のように実行する。

- (一)平均通常価額と平均輸出価格との間で比較する。
- (二)各取引の通常価額と輸出価格の間で比較し、平均する。あるいは、
- (三)国内市場に持ち込まれた輸出価格が購入者、輸出地、輸出期間によって重要な相違がある、または(一)あるいは(二)に基づく方法ではダンピングの実際の形態を示すことができないことが明らかである場合、平均通常価額と各取引の輸出価格の間で比較し、平均する。

ダンピング率の審査において、商業省が告示規定した原則・方法に基づき、無作為抽出推計による

方法を使用することもできる。

### 第三章

#### 被害

##### 第一九条

もし他の内容規定がないとき、この法令における被害とは以下を意味する。

- (一)国内産業に対する重大な被害。
- (二)国内産業に対して起こりうる重大な被害。あるいは、
- (三)国内産業の勃興または発展に対する重大な阻害。

##### 第二〇条

第一九条(一)に基づく国内産業に対する重大な被害についての審査においては、以下のようなそのケースに係る直接の証拠がなければならない。

- (一)ダンピング製品の量、及び国内市場の同種商品の価格に対するダンピング効果。
- (二)国内産業に対するそのダンピングの影響。

ダンピング対抗措置審査を同時に進めている一か国を上回る輸出国からのある商品のダンピングがある場合、もしダンピング率及び各国からの輸入量が第二八条に基づく最低量基準を上回っているのが明らかであれば、ダンピング商品同士の、またはダンピング商品と国内市場の同種商品との間の競争形態に適合している場合において、第一九条(一)に基づく被害審査は各国を合わせた輸入の影響を測定することもできる。

##### 第二一条

第一九条(一)に基づく被害、ダンピング商品と国内産業に対する関係の審査において、全ての関係する証拠を審査しなければならない。このときダンピング商品による影響のほかに、国内産業に対し同時期に被害を生じせしめていることが明らか様な要素による影響も併せて審査しなければならない。その要素とは不当廉売されていない輸入商品の量と価格、需要減、消費形態の変化、商取引段階での独占、国外製造者と国内製造者の間の競争、技術開発、輸出及び製造能力におけるクオリティーを含む。

##### 第二二条

第一九条(二)に基づく国内産業に対する重大な被害についての審査には、言及や予測、原因から遠く離れた可能性ではない、そのダンピングがはっきりとした形で間もなく被害を生じせしめるよう変化する状況から、あるいはダンピング商品が明らかに増加傾向にあり、防止策がなければ重大な被害を生じせしめることを裏付ける事実関係がなければならない。このとき以下の要素を審査する。

- (一)ダンピング商品の輸入が顕著に増加する可能性を指し示す当該商品の明確な増加率。

(二)当該商品が顕著に増加するという可能性を示す輸出者の能力度のはっきりとした増加及び自由な商品の放出。このとき増加する輸出商品を吸収するその他の輸出市場の存在を考慮する。

(三)国内市場における同種商品価格への抑圧または低下をもたらすダンピング商品価格の影響の明白性。

(四)ダンピング商品の残量。

### 第二三条

第一九条(三)に基づく国内産業の勃興または発展に対する重大な阻害の審査にあたっては、国内産業の勃興または発展の状況または期間などの重大な遅延を発生させたと推測させる事実関係がなければならぬ。

## 第四章

### 国内産業

#### 第二四条

この法令における国内産業とは、同種商品の国内総製造量の過半数以上の合計製造量を有する国内における同種製品の製造者のことである。ただし以下の場合を除く。

(一)同種製品の製造者がダンピング商品の輸入者である、あるいはダンピング商品の輸入者または輸出者と関係があるとき、この場合、その製造者は国内産業の一部と見なさないこともできる。

(二)国内において同種商品の市場分割があり、一市場以上の市場が存在するとき、もし一つの市場の同種商品製造者が、自製品をその市場で全て、またはほとんど全て販売しており、国内の他の同種商品製造者がその市場に、その市場の需要を満たすほどには製品を送っていないことが明らかとなるときは、各市場の同種商品製造者は別個の国内産業と見なすこともできる。

もしある一方がある一方を統制できる、または双方が第三者から統制を受けている、あるいは双方が第三者を統制していることが明らかとなるときは、直接・間接を問わず、その関係性がその製造者の、関係性を有しない他の製造者とは異なった行動をもたらしていると信じられる、または疑える事由があることをもって、製造者が第一段落に基づくダンピング商品の輸入者または輸出者と関係性を有しているものと見なす。もし一方が法律上または実行上、他方を抑制または命令することのできる地位にあるときは、ある一方がある一方を統制していると思なすことができる。

第一段落(二)の市場分割がある場合は、国内産業の大部分が被害を受けていないにしても、その市場において生じた結果だけをもって被害を審査し、その市場だけの消費のためにもたらされたダンピング商品に対し反ダンピング税を徴収することができる。ただし実行上から、その市場だけの消費のためにもたらされたダンピング商品に対する反ダンピング税の徴収ができそうもないことが明らかとなるとき、あるいはダンピング商品の輸出者が第四四条に基づく期間内にふさわしい合意を求めなかった時には、タイ国内に持ち込まれた全市場のダンピング商品から反ダンピング税を徴収することもできる。

## 第五章

### ダンピング対抗措置審査

#### 第一節

##### 一般規定

#### 第二五条

ダンピング対抗措置の審査は、この章に基づく内容規定を除いて、省令が規定した原則・方法に従う。

#### 第二六条

あるデータ・情報が概要・内容とも秘密でなければならないデータ・情報である、あるいはそのデータ・情報の提供者が非公開を求めているときは、審査によってそのデータ・情報が公開されるような行為をしてはならない。

情報提供者が非公開を求めているデータ・情報においては、公開にあたってその情報提供者からの承諾を得なければならず、情報提供者に審査のために公開できるよう概略の作成を要請する。もしその情報提供者が当該概略を作成せず、期限内に情報公開の承諾を通知しなかったときは、審査のためにそのデータ・情報を採用しないこともできる。

#### 第二七条

利害関係者が証拠の提示を拒否した、期限内に証拠の提示をしなかった、証拠の提出で協力しなかった、またはダンピング対抗措置審査を妨害した場合、審査においてはすでにある事実関係を採用するか、その者の利益につながらない方向で採用することもできる。

#### 第二八条

もしダンピング率が省令で規定した限度よりも少ない、またはダンピング商品の輸入量が省令が規定した限度よりも少ないときは、ダンピング対抗措置審査は終了する。

#### 第二九条

ダンピング対抗措置審査において、ケースによって外国貿易局あるいは委員会が審査に係る証言または証拠の検証を実施することもできる。

その検証はダンピング対抗措置審査の段階にそって、タイ国内、輸出国内または関係国内で実施することができる。

#### 第三〇条

ダンピング及び被害の検査結果に係る委員会の最終判定を告示する前に、外国貿易局は利害関係

者が利益防衛で異議を申し立てる機会を与えるために、利害関係者に判定の基礎として使用されたデータ及び事実関係を通知する。このとき意義申し立てのために十分な期間を与えなければならない。

### 第三一条

第三九条に基づくダンピング及び被害の検査の告示があった時、もし最終的に反ダンピング税の徴収を臨時措置が適用する前にする必要があると信じられる事由がある状況であれば、委員会は税関局に対し、審査輸入商品債務法に基づき期限に従って納税担保を取るよう要請できる。このとき、税関局は委員会が要請した額に従い担保を請求する権限を有する。

## 第二節

### 審査手続き開始

### 第三二条

外国貿易局、あるいは第三三条に基づく個人または団体の提訴があった時、ダンピング対抗措置審査手続きを開始する。

### 第三三条

個人または団体は、委員会に対しダンピング対抗措置審査手続きを申請するために、外国貿易局に提訴することで、国内産業を代表することができる。

第一段落に基づく提訴は、支持及び反対を表明した者の同種商品合計製造量に対し、その過半数以上を合計して製造している国内の同種商品の製造者の支持を得ていなければならない。このとき、支持する側の製造量は国内の同種製品の総生産量の四分の一以上でなければならない。

提訴にあたっては商業省が告示規定した原則・方法に従う。

### 第三四条

もし第三三条に基づく提訴に詳細または証拠の不備がある、あるいは不適正があるとき、外国貿易局は提訴者に期限内に不備、不適正を訂正するよう通知する。

提訴に詳細及び証拠が揃い、適正である時、外国貿易局は審査のためその提訴を委員会に提出する。

### 第三五条

委員会が第三二条に基づく提訴を受理した時、外国貿易局は関係する輸出国の政府に提訴があったことを通告する。

### 第三六条

提訴者は提訴を取り下げることができる。ただし、もし第三九条に基づくダンピング及び被害の検査が

告示されたときは、委員会がダンピング対抗措置審査を終了する、または審査を継続することができる。

### 第三七条

委員会が提訴にはダンピング及び被害に係る根拠があると判断した場合、外国貿易局は遅延なく検査を進める。

もし委員会が提訴にはダンピングまたは被害に係る根拠がないと判断したときには、外国貿易局は当該判断を提訴者に遅延なく通知する。

### 第三八条

もしある国の政府が他の国からのダンピング商品がタイに輸入販売され、当該国の国内産業に被害を及ぼしていると訴え、委員会がその訴えに基づきダンピング対抗措置審査を実施することが適当と判断したとき、外国貿易局は委員会の判断に従い行動する。このときこの章の内容規定を準用する。ただし当該ダンピング対抗措置審査は世界貿易機関の承諾を得なければならない。

外国貿易局が適当と判断した時、または他の国から別の国にダンピング輸出がなされ、国内産業に被害を及ぼしているという国内産業の訴えがあり、外国貿易局がその訴えに根拠があると判断した時、外国貿易局は公式にその国に対しダンピング対抗措置審査を行うよう要請する。

第一段落及び第二段落に基づく執行における原則・方法は省令の規定に従う。

### 第三節

#### ダンピング及び被害の検査

### 第三九条

ダンピング対抗措置審査において、外国貿易局はダンピング及び被害に関して検査権限を有し、まず官報にダンピング及び被害の検査を告示し、適当なタイ字及び英字日刊新聞に公告を掲載する。

ダンピング及び被害の検査の告示には以下の項目がなければならない。

- (一) 対象商品。
- (二) 輸出国及び関係国。
- (三) 事実関係の要点。
- (四) 詳細なデータ・情報提供の要請から関係手数料まで。
- (五) 利害関係者が事実関係及び意見を文面で提供する期間。
- (六) 利害関係者がダンピング及び被害の検査に参加する意思を伝えるにあたっての期間。

外国貿易局はダンピング及び被害の検査の告示を提訴者に通知すると共に、外国の輸出者、輸入者、その代理人の所在地がわかっている場合は、文面で当該人に告示を通知する。

### 第四〇条

ダンピング及び被害の検査が終了した時、外国貿易局は検査結果をまとめ、以後の審査判定のために意見を委員会に提出する。

#### 第四節

##### 臨時措置

#### 第四一条

委員会がダンピング及び被害を初期認定した場合、もしその時、国内産業への被害を防止しなければならない必要性が明らかであれば、委員会は臨時税の徴収、またはその臨時税支払いのための担保徴収を告示することによって臨時措置を適用することができる。

第一段落に基づき徴収する臨時税は、初期認定のあった時に見積もったダンピング率の範囲内で行なければならない。

臨時措置が適用された場合、関税法及び関税タリフ法を、臨時税がそれら法律に基づく輸入関税と同じであるように、臨時税徴収にも適用する。徴収した臨時税は、その税支払いのための担保から得た金銭とともに、第五一条及び第五二条に基づく執行のために、当該条項に基づく執行を求める要件がなくなるまで保管しておく。

#### 第四二条

臨時措置はダンピング及び被害検査の告示日から数えて六〇日以内に適用することはできない。

臨時措置は必要な期間に基づき、以下の原則に沿って適用されなければならない。

- (一) 通常の場合は四か月を超えて徴収を規定することはできない。
- (二) しかるべき十分な外国からの輸出者の要請があれば、委員会は臨時税徴収期間を四か月を超えて、しかし六か月は超えない範囲で告示することができる。
- (三) ダンピング率を上回らない税徴収が発生した被害の除去をもたらすかどうかで議論がある場合、委員会は(一)に基づく場合の臨時税徴収期間を四か月超、六か月以内の範囲で、(二)に基づく場合は六か月超、九か月以内の範囲で告示することができる。

#### 第五節

##### ダンピング停止のための合意

#### 第四三条

ダンピング対抗措置審査は、もし外国からのある輸出者と外国貿易局が価格の変更、またはダンピング価格での輸出を中止することに係る合意ができれば、臨時措置なしに、あるいは反ダンピング税の徴収なしに、その輸出者に関して終了することができる。

外国貿易局はその合意がダンピングによる被害を除去できると判断したとき、合意することができる。ただしその合意は、ダンピング率を排除するために必要な価格を上回る値上げを規定することはでき

ない。

合意は委員会の承認を得た時に効力を有する。

#### 第四四条

合意は委員会が初期認定を下した後に行うことができる。

その合意は外国からの輸出者が提案者であっても、外国貿易局が提案者であってもかまわない。

外国貿易局は政策上の事由をもって、またはある事由をもって、外国からの輸出者の合意提案を拒否することができ、もし事由を通知することが可能であれば、外国からの輸出者に通知する。

#### 第四五条

外国からの輸出者が合意提案をしなかった、または外国貿易局からの合意提案を拒否したことについて、その事由をもってその者にとって不利な方向で審理してはならない。

#### 第四六条

外国貿易局と合意した外国からの輸出者は規定された期間に基づきデータ情報を提出し、外国貿易局がそのデータ情報の正否を検証することに応諾しなければならない。もし合意違反があれば、臨時措置を規定するにおいてすでにあったデータ情報を使用し、ダンピング対抗措置審査手続きを進めることもできる。

#### 第四七条

合意があったとしても、もし外国からの輸出者が合意においてもダンピングを意図している、輸出者との合意が少数に過ぎない、合意違反があった、あるいは委員会がその他の事由から適当と見なしたとき、委員会はダンピング対抗措置審査を続けることができる。

第一段落に基づく場合、ダンピング対抗措置審査が終了した時、

(一)ダンピングがなかった、または被害はなかったと委員会が最終認定を下したとき、その合意に基づく実行を止める。ただし、もしその時にその合意に基づく行動がなされなければダンピングまたは被害が生じる場合、委員会は適当な期間にわたってその合意に基づく行動を継続させるよう決定することもできる。

(二)ダンピングがあった、または被害があったと委員会が最終認定を下したとき、その合意に基づく実行を継続させる。

(三)合意違反によってダンピング及び被害があると委員会が最終認定を下したとき、委員会は臨時措置の適用告示日の前の九〇日以内に反ダンピング税徴収を決定することができる。

#### 第四八条

第八章の規定内容をダンピング停止のための合意にも適用する。

## 第六章

### 反ダンピング税

#### 第四九条

委員会が反ダンピング税を徴収する最終認定を下した場合、反ダンピング税率は被害を排除するために必要なだけに規定し、ダンピング率を超えてはならない。

反ダンピング税は各ダンピング輸出者にふさわしい規定でなければならない。ただし第五章第五節に基づくダンピング停止のための合意に沿った実行である場合はその限りではない。

ある商品から反ダンピング税を徴収する場合、関税法及び関税タリフ法を、そうした法律に基づく輸入税と同じように当該税の徴収にも適用する。徴収した反ダンピング税は第五九条に基づく執行のために、当該条項に基づく執行を求める要件がなくなるまで保管しておく。

#### 第五〇条

第一八条第三段落に基づき無作為抽出方法を使用してダンピング率を求める場合、反ダンピング税は無作為抽出を受けた各人にふさわしいように規定する。無作為抽出を受けなかった者に対してはダンピング率の加重平均率を超えない範囲で比率を規定する。ただし、もし当該税率を適用される者が自らに関する事実関係を委員会が規定した期限内にすべて正しく提出したときは、委員会はその者に対し相応の反ダンピング税率を適用する。ただし事実関係を提出する者が多いために、各人ごとに反ダンピング税率を規定することが困難であり、第五四条に基づく期限内に検査が完了しない場合はその限りではなく、当該加重平均率を超えない範囲で反ダンピング税率を規定することもできる。

#### 第五一条

第一九条(一)に基づく被害、あるいはもし臨時措置が先に適用されなければ第一九条(一)に基づく被害が生じるおそれのある第一九条(二)に基づく被害があった場合、委員会は反ダンピング税の徴収を臨時措置が適用されてから決定することができる。このとき商業大臣が告示規定した原則・方法に従う。

委員会が第一段落に基づき規定した反ダンピング税率が臨時税率よりも高いときは、その差を徴収することはできない。ただし反ダンピング税率が臨時税よりも低かったときは、その差額を返還する。

#### 第五二条

第一九条(二)または(三)に基づく被害があった場合、委員会は第一九条(二)または(三)に基づく被害があったと最終認定を下した日から反ダンピング税の徴収を規定することができ、臨時措置に基づき徴収された税または担保は遅延なく返還する。

委員会がダンピングがなかった、または被害がなかったと最終認定を下した場合、臨時措置によって徴収した一連の臨時税または担保は遅延なく返還する。

### 第五三条

第三一条に基づく措置がとられた場合、もし以下の事実関係が明らかであれば、委員会は検査の告示日の後に反ダンピング税の徴収を規定することができる。ただし臨時措置を適用する日の前の九〇日以内でなければならない。

(一)その商品のダンピング及び被害がかつてあった。または輸入者が外国からの輸出者がダンピングし、被害を及ぼすおそれがあると知っていた、あるいは知ることができた。及び、

(二)ダンピング商品の輸入が強化され短期間のうちに大量の輸入があり被害が生じた。もし臨時措置を適用する前に反ダンピング税の徴収がなければ、輸入量及びその他関係状況が反ダンピング税の効果を低減させることを指し示している。

第一段落に基づく反ダンピング税の徴収がある前に輸入者に意見提出させる機会を設けなければならない。

## 第七章

### 検査期間

### 第五四条

ダンピング対抗措置審査の開始から反ダンピング税徴収の最終決定、またはダンピング及び被害がなかったという最終認定まで、検査告示日から一年以内に完了しなければならない。ただし必要であればその期間を六か月以内の範囲で延長できる。

## 第八章

### ダンピング・助成対抗措置期間

### 第五五条

第六章に基づく反ダンピング税はダンピング及び被害がある期間にわたって適用することができる。

### 第五六条

反ダンピング税の適用継続の必要性の見直しは、反ダンピング税が適用されてから一年以上経ってから委員会が適当と判断した時、または利害関係者からの要請があった時に実施する。その要請では利害関係者は委員会に対し反ダンピング税の徴収中止または変更のため再審するよう求めることができる。ただしその期間における当該税の適用見直しが適当と見なせるダンピングまたは被害に係る十分な証拠を提出しなければならない。

再審は速やかに実施されなければならない、再審告示日から一年以内に完了しなければならない。

再審はその期間における反ダンピング税徴収に何ら影響しない。

### 第五七条

反ダンピング税はその適用日から、またはダンピング問題及び被害問題双方の再審のあった最後の見直しがあった日から五年以内の期間にわたって徴収できる。ただし委員会が適当と判断した時、または国内産業を代表する個人または団体が反ダンピング税徴収の中止がダンピングの継続をもたらす、あるいはまたダンピングが復活するとして、当該期間の終了前に適当な期間内に要請した時はその限りではない。

#### 第五八条

ダンピング対抗措置審査中にダンピング商品を輸出しなかった外国の輸出者または外国の商品製造者は、自らのためだけに反ダンピング税徴収の見直しを要請できる。ただし、見直しを求める者は当該反ダンピング税を徴収されている外国の輸出者または外国の商品製造者とは無関係であることを証明できなければならない。このとき第二四条第二段落を準用する。

第一段落に基づく再審中に、当該輸出者または製造者から反ダンピング税を徴収することはできない。ただし、もしその後に委員会がダンピングがなされた、あるいは見直しを求めた者が当該反ダンピング税を徴収されている外国の輸出者または外国の商品製造者と関係があると判断を下したときは、委員会は徴収を中止している期間における反ダンピング税を規定することもできる。このとき第三一条を準用する。

#### 第五九条

輸入者はダンピングしていないこと、またはダンピング率が適用されている反ダンピング税率よりも低下したことを証明できるとき、いつでも反ダンピング税の還付を求めることができる。

第一段落に基づく税還付の要求は当該税の支払日から六か月以内に委員会に対して申請しなければならない。

#### 第六〇条

第五章の第一節、第二節、第三節及び第六章をこの章に基づく再審及び税還付にも準用する。

### 第九章

#### 裁判所への異議申し立て

#### 第六一条

第四九条に基づく委員会の決定、または第五六条、第五七条、第五八条、第五九条に基づく再審請求における委員会の決定に不服の者は、その決定への異議を、決定の通知を受けた日から三〇日以内に、知的財産及び国際貿易裁判所に申し立てることができる。

第一段落に基づく異議申し立てはこの法令に基づく税徴収または還付の猶予をもたらす事由にはならない。ただし知的財産及び国際貿易裁判所が別様の命令を下したときはその限りではない。

## 第一〇章

### 助成

#### 第六二条

この章において、

「政府(ラタバーン)」とは、国の様々な機関をも意味する。

「企業(ウィサーハキット)」とは、企業または産業、あるいは企業グループ、産業グループを意味する。

#### 第六三条

この法令に基づく助成とは原産地国または輸出国の政府が以下の行為をしたことにより受益することである。

(一) 以下を含む金融上の援助。

(a) 最終的に資金を得る、または債務を軽減あるいは免除する行為。

(b) 通常企業が支払う政府の収入を軽減する、または徴収しない。

(c) 一般公共事業以外で商品を購入する、財産を与える、その他役務を提供する。

(d) 資本調達メカニズムに資金を供給する、または民間に委託してあるいは命令して(a)(b)(c)に基づく行為をなさしめる。

(二) ある商品の輸出を促進するために、またはある商品の輸入を減らすために、直接・間接的に、様態のいかんにかかわらず収入面または価格面で援助する。

輸出商品が、国内での消費のために同種商品から徴収される種類の租税の減免措置を受けること、または当該租税の税負担を超えない範囲での還付を受けることは、第一段落(一)に基づく金融上の援助とは見なさない。

#### 第六四条

以下の助成は恣意的な助成と見なす。

(一) 法律上かまたは事実上かを問わず、少数の企業に助成すること。

同じ商段階で全企業に一律的に適用されている公平で経済のファンダメンタルズと一致した原則・条件のある助成は、恣意的な助成とは見なさない。

少数の企業に助成があったかどうかを検討するにあたっては、第二段落に基づく原則・条件以外の要素を考慮する。当該要素とは、(a)少数の企業が他の企業よりも多い利益を享受していること、及び(b)助成先の公平な選別があること、を含む。このとき、関係する経済上の多様性、当該助成のあった期間も考慮する。

(二) 地理学上のいくつかの地方に立地した少数の企業に対する、税率の規定または変更が一般的に適用される原則・条件を有する助成は、この条に基づく恣意的な助成とは見なさない。

第一段落に基づく恣意的な助成の有無の検討にあたっては、それを直接証明する証拠がなければ

ならない。

#### 第六五条

第六四条に基づく恣意性を有する以下の助成は対抗措置を取ることのできる助成である。

- (一) 法律上かまたは事実上かを問わず、省令が規定する様態に基づく輸出に対する助成。
- (二) 輸入商品よりも国内製造された商品を多く使用させるための助成。
- (三) 以下の内容も含む国益上害となる助成。
  - (a) 国内産業に対し被害をもたらす。
  - (b) 直接的・間接的に国益を消滅させる、または損なう。特に世界貿易機関の合意に基づき義務付けられた緩和事項の利益について。
  - (c) 省令で規定された様態に基づく国益に対する甚大な影響。

この条の規定内容を農産品に適用するについては、省令が規定する原則・方法に基づく。

#### 第六六条

商業大臣が布告規定した以下の場合に係る恣意的な助成は、助成対抗措置税の徴収の範疇外にある。

- (一) 研究面での援助。
- (二) 不利な地方への援助。または、
- (三) 環境の振興及び保護に係る法律または規約に基づく実行を支援するための援助。

#### 第六七条

第六五条に基づく助成がある場合、

(一) 世界貿易機関の助成及び対抗措置についての合意事項に基づき審査する段階・方法に沿って、外国貿易局は助成を与えている国に係争の回避に向けた協議及び提案のために通知し、委員会はそのケースに適合した対抗措置を決定する。

(二) 委員会は助成対抗措置の検討のために助成対抗措置税を規定する。

同時に(一)及び(二)に基づき執行された場合、(一)及び(二)どちらに基づいても対抗措置を適用することが可能であることが最終的に明らかであれば、委員会はどちらかの対抗措置を決定する。

#### 第六八条

助成対抗措置税は、助成審査において明らかになった期間中に得た利益から計算し、助成受益者それぞれの商品の単位当たりレートを規定する。

助成受益者が助成を与えた政府に対し、ある部分の費用を負担しなければならないとき、助成受益者はその費用を控除するよう求めることができる。ただし当該事実関係を証明するのは助成受益者とする。

その助成対抗措置税は被害を排除するためだけに規定し、助成受益者の利益を超えてはならない。

## 第六九条

既得利益の計算は以下の原則に従う。

(一) 政府の共同出資は利益供与とは見なさない。ただしその出資が原産地国または輸出国における民間の通常の行為と一致しないときはその限りではない。

(二) 資金貸付は利益供与とは見なさない。ただし政府からの借入と市場で比較できる商業上の借入において借入人が差し出さなければならない資産額に差異があるときはその限りではなく、その場合の既得利益とは当該資産額の差異部分をさす。

(三) 融資保証は利益供与とは見なさない。ただし政府からの保証と商業上における民間の保証で保証を受ける者が差し出さなければならない資産額に差異があるときはその限りではなく、(二)の内容を準用する。

(四) 政府が財、役務を提供する、または商品を購入することは利益供与とは見なさない。ただし相応しいレートよりも少ない代価しかとらない、あるいはしかるべきレートよりも高い代価での商品購入であるときはその限りではない。しかるべきレートは財、役務を提供する、またはその商品を購入する国の市場状況から検討する。

既得利益の計算は省令で規定した原則・方法に従う。当該省令は商業省の布告規定に基づきケースごとに規定することもできる。

## 第七〇条

助成対抗措置税を規定する審査においては、第二章、第三章、第四章、第五章、第六章、第七章、第八章、第九章の内容規定を準用する。ただし以下の場合を除く。

(一) 第四二条(二)及び(三)の規定は臨時措置に適用しない。

(二) 輸出者と外国貿易局の間の助成中止のための合意は輸出国の承諾を得なければならない。

## 第七一条

委員会が国内産業の代表者から提訴を受理した時、または外国貿易局から提言を受けた時、助成対抗措置を審査した後で遅延なく、商品が審査対象となった国に対して助成があったことを通知し、助成対抗措置審査を中止させる合意のための、あるいは助成を中止する合意のための協議に応じるよう求める。

協議は助成対抗措置審査のどの段階でも実施でき、委員会は適当な協議の機会を与えなければならない。ただし協議は助成対抗措置審査の段階における様々な執行に影響を与えるものではない。

協議において委員会は商品が審査対象となった国に対し審査に係るデータ情報を取得する機会を与えなければならない。ただし委員会が機密と判断した部分においてはその限りではない。

## 第一一章

### 委員会

#### 第七二条

商業大臣を委員長、商業省事務次官、大蔵省事務次官、外務省事務次官、農業・協同組合省事務次官、工業省事務次官、投資奨励委員会事務局長、外国貿易局長、国内通商局長、商業経済局長、消費者保護委員会が委任する一人、内閣が任命する六人の有識者を委員とする「ダンピング・助成審査委員会」と呼ぶ一つの委員会を設置する。

外国貿易局長を書記とし、外国貿易局の公務員の中から委員会書記補佐を任命する。

第一段落に基づく有識者委員の任命では、貿易、経済学、会計学、法律学、農業、工業の専門知識を有する者からそれぞれ一人ずつ任命する。

#### 第七三条

委員会は以下の権限を有する。

- (一)この法令に基づくダンピング及び助成対抗措置の審査。
- (二)ダンピング及び助成の中止のための合意において承認を与える。
- (三)この法令に基づく執行のために出される省令及び布告についての提言。
- (四)この法令、または内閣の委任に基づくその他の執行。

#### 第七四条

有識者委員の任期は一期四年とする。

最初の任期において二年が経過した時点で、全有識者委員の半分が抽選により退任し、抽選により退任した有識者委員は任期切れによる退任と見なす。

#### 第七五条

任期切れによる退任のほか、有識者委員は以下のときに離任する。

- (一)死亡した。
- (二)辞任した。
- (三)不品行、任務遂行に対する能力の欠如または不誠実、あるいは能力低下により内閣が解任した。
- (四)最終判決により禁固刑を受けた。ただし過失罪、軽犯罪を除く。
- (五)無能力者、または準無能力者である。
- (六)破産者である。

#### 第七六条

有識者委員ポストが任期切れ前に空席になった場合、速やかに代替りの有識者委員を任命する。ただし新たに任命される有識者委員の任期が九〇日に達しないときは任命しなくともよい。

第一段落に基づき任命された有識者委員の任期は前任者の残り任期と同じとする。

#### 第七七条

委員会の会議は全委員の半数以上の出席をもって成立する。もし委員長が会議に出席しない、または任務を遂行できない場合は、会議に出席した委員が一人の委員を互選し議長とする。

会議での議決は多数決による。委員一人は一票を有し、もし票数が同数であれば議長が決定票として一票を投じる。

会議においても異議があった場合は、その異議を事由と共に会議録に記録する。ある委員が決定事項に自身の異議を付記することを要求することもできる。

#### 第七八条

任務遂行に資するため、委員会はある遂行を代行させるための小委員会を任命することができる。

#### 第一二章

##### 付則

#### 第七九条

この法令が施行された日に審査中のダンピング及び助成対抗措置審査手続きは、完了するまで「仏暦二五三九年〔西暦一九九六年〕ダンピング及び助成対抗措置のための輸入商品への特別手数料徴収に関する商業省布告」及び「仏暦二五二二年〔西暦一九七九年〕商品輸出入法」に基づき継続する。